

ドライブレコーダーの映像情報の提供に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）、島根県松江警察署（以下「乙」という。）、ごみ収集運搬業務委託事業者（以下「丙」という。）（以下これらを総称して「協定当事者」という。）は、ごみ収集車に搭載されたドライブレコーダーの映像情報（以下「映像情報」という。）を乙へ提供することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、丙の映像情報を乙の交通事故、犯罪捜査等に活用するために必要な事項を定め、もって松江市民の安全・安心の確保に資することを目的とする。

（協定事項）

第2条 乙は、交通事故、犯罪捜査等のため必要があるときは、丙に対し、映像情報の提供を要請することができる。

2 丙は、乙からの要請による映像情報の提供に当たり、ごみ収集運搬業務の受託業務に支障が生じない範囲で協力するものとする。

3 丙は、乙からの要請により、映像情報を提供したときは、甲に対し、速やかに報告するものとする。

4 乙は、映像情報の提供を受けるまでの間に、交通事故、犯罪捜査等に関する映像情報が失われる可能性がある場合は、丙に対し、当該映像情報の保存を依頼することができるものとする。

5 丙は、走行中における子ども、女性及び高齢者の見守り活動を行うものとする。

（秘密の保持）

第3条 乙は、丙から提供を受けた映像情報を交通事故、犯罪捜査等の目的以外に使用しないものとする。

2 乙は、丙から提供を受けた映像情報を適正に管理するものとする。

3 丙は、乙からの照会により知り得た情報は、乙の指示に従い適切に対応するものとする。

（連絡責任者）

第4条 第2条に規定する協定事項の履行に当たり、協定当事者それぞれの連絡責任者は、次に掲げるものとする。

甲 松江市環境エネルギー部リサイクル都市推進課長

乙 島根県松江警察署交通捜査課長

丙 松江八束清掃協同組合事務長

丙 松江環境整備事業協同組合事務局長

丙 松江広域再生資源協同組合事務員

丙 松江八束生活環境保全事業協同組合理事

（協定の変更及び協議）

第5条 本協定に定めのない事項が生じたとき又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、協定当事者協議の上、決めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書6通を作成し、協定当事者それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和4年4月12日

甲 松江市
松江市長

上定昭仁

乙 島根県松江警察署
署長

鍛冶幸正

丙 松江八束清掃協同組合
代表理事

柳楽幸子

丙 松江環境整備事業協同組合
理事長

田中美恵子

丙 松江広域再生資源協同組合
理事長

上野誠喜

丙 松江八束生活環境保全事業協同組合
理事長

土江良弘